

平成22年度 第21回 役員会議事要旨

日 時 平成22年1月12日（水） 10時30分～12時20分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮崎理事，緒方理事

オブザーバー 川上監事，向井監事 外

◎ 学長から第18回及び第19回の役員会議事要旨確認の依頼があった。

審議事項

(1) 中期目標期間の教育研究評価に関する評価報告書（案）について

学長から，本件は，大学評価・学位授与機構から通知された評価報告書（案）に対し，本学として「意見の申立ては行わない」こととするもので，1月5日の臨時役員会及び1月6日のメール審議による臨時教育研究評議会にて審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 総人件費改革に伴う学部別教員の削減計画と学長管理定数の確保についての見直しについて

学長から，平成19年12月12日開催の役員会で，平成21年度まで決定していた総人件費改革対応の学長管理定数の見直しを図るもので審議願いたい旨の説明があった。

また，総務部長から，本件の趣旨等については，平成22年9月15日及び今月5日の拡大役員懇談会で報告し，また平成22年12月17日に各学部長へ説明し，了承をいただいている旨と今後の学長管理定数の見直しについて説明があった。

その後，宮崎理事から，拡大役員懇談会で増子学長補佐から発言があった平成24年度以降の各部局の削減負担数（案）については，役員及び学部長の方々の交代も予想されることなどから，平成24年度以降の総人件費改革が示された時点で改めて検討してほしい旨の要望があり，その点を踏まえた上，審議の結果了承された。

(3) その他

特になし。

協議事項

(1) 国立大学法人佐賀大学の中期計画の変更について

米倉理事から、本件は、課外活動施設（ボート艇庫）として使用してきた施設の用途廃止に伴い、その土地の売払い処分について平成22年10月開催の経営協議会及び役員会において審議・了承されたため、本学の中期計画の変更を文部科学省へ認可申請を行う必要がある旨の説明があった。

また、企画課長から、中期計画の変更申請箇所等、内容について説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 平成22年度国立大学法人佐賀大学補正予算（案）について

財務部長から、今回の補正予算は、平成22年度当初予算に対し、収入に関しては授業料免除特別枠の措置や附属病院収入等の増収を見込むこと、支出に関しては人事院勧告実施に伴う人件費還元の代償措置、災害復旧環境整備、国際貢献に係る経費等の措置を行うこと、また外部資金獲得に伴うオーバーヘッド経費（間接経費）についても平成22年1月役員会決定の「国立大学法人佐賀大学平成22年度予算編成の基本方針」において、「より効果的な運用に資するため、学長経費と一体的な予算編成と予算管理を行う。」としていることから、運営費交付金対象の収入・支出予算と同様に、収入及び支出見込による予算の増減を行い、補正予算を編成する旨等の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 国立大学法人佐賀大学平成23年度予算編成の基本方針（案）について （平成23年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金予定額等（政府案） の概要を踏まえて）

財務部長から、政府案による本学の平成23年度運営費交付金予定額は対前年度比22百万円増（0.2%増）であり、増額の主な要因は、新規プロジェクト2件が認められた特別経費の増等によるもの、また施設整備実施予定事業で病院再整備が認められた旨の説明があった。また本学の平成23年度予算編成の基本方針については、平成22年度予算編成の基本方針を基に、内容を一部修正・追記した方針とする旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学医学部規則の一部改正について

医学部事務部長から、本件は、医学部医学科において修得すべき教養教育科目の英語及び専門教育科目の機能・系統別PBL科目の単位数を改めることによる医学部規則第7条第1項関係の別表を改正する旨の説明があ

り、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 佐賀大学学生の懲戒等実施細則（案）について

瀬口理事から、本件は、平成22年3月に発生した学生の飲酒死亡事故の調査結果を踏まえ再発防止に取り組むとしたことから、また、今後の学生への処分・厳罰化の抑止効果及び教育・生活の指導として活用することを主眼とする目的で、これまでなかった学生の懲戒の種類（退学・停学・訓告）に対する懲戒処分の基準（標準例）を定めることとした旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) 地域学歴史文化研究センターに係る評価結果について

中島理事から、本件は、地域学歴史文化研究センターの5年の時限が平成23年3月末までであることから、平成22年4月13日役員会決定の役員会指針2「組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」及び同指針4「研究センター及び研究プロジェクトの運営方針」に基づき同センターの組織の運営体制及び運営状況等に関して審議した結果、問題なく適切に行われていることが確認され、「期待以上に目的を達成し、今後、十分な研究成果、進展が期待できる。」との総合評価を決定した旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

また、学長から、同センターの平成23年度以降における存続の形については、3案の中から決定したい旨の説明があった。

(7) 佐賀大学国際戦略構想（案）について

中島理事から、本件は、国際交流センター（仮称）の設置に関連し、その検討のため、国際戦略構想検討委員会で作成した佐賀大学国際戦略構想（案）を12月の教育研究評議会等で報告し、意見を集約したところ、幾つかの要望がある以外は特に異論はない状況である旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(8) 国際交流センター（仮称）設置準備委員会要項（案）について

中島理事から、国際戦略構想に沿って、本学における国際化の深化を図り、学術の進展に寄与する方向性を備えた組織「国際交流センター（仮称）」を設置するために設置準備委員会を立ち上げる旨及び同委員会の具体的な目的や機能など必要な事項の検討を行うための要項を制定する旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (9) その他
特になし。

3 報告事項

(1) 財務レポート2010について

米倉理事から、国立大学法人は国民の税金でまかなわれている公共的な存在であり、社会に対し大学の運営状況を説明する責任があること、また法人化したため企業同様、事業年度毎に財務諸表を作成・公表する義務があることなどから、本学の財務状況について、学内外のいずれの方々にも十分理解できるように財務レポートを作成している旨等の報告があった。

また、学長から、今回の財務レポートから従来の財務部作成版から財務部を中心とした法人作成版として財務レポートを作成した旨の報告があり、「学内限定」の追補版については、2月の大学運営連絡会で報告する旨の説明があった。

- (2) その他
特になし。

- 学長から、次回の役員会は1月17日の経営協議会終了後、医学部において、臨時役員会を開催する旨及び経営協議会の案内等について報告があった。